



病院コンサルタント 育成研究会

医師の働き方改革スタート、
医業経営アドバイザーとして
どのように対応するか？

2024年4月17日（水）18：30～

（公社）日本医業経営コンサルタント協会
東京都支部

病院コンサルタント育成研究会

- 目的・方針

- 医業経営コンサルタントとして必要最低限の経営知識を、自分の専門分野だけではなく、広い視野に立って学ぶことを主眼に学びの場を提供しています。

- 2024年度テーマ・特色・ポイント

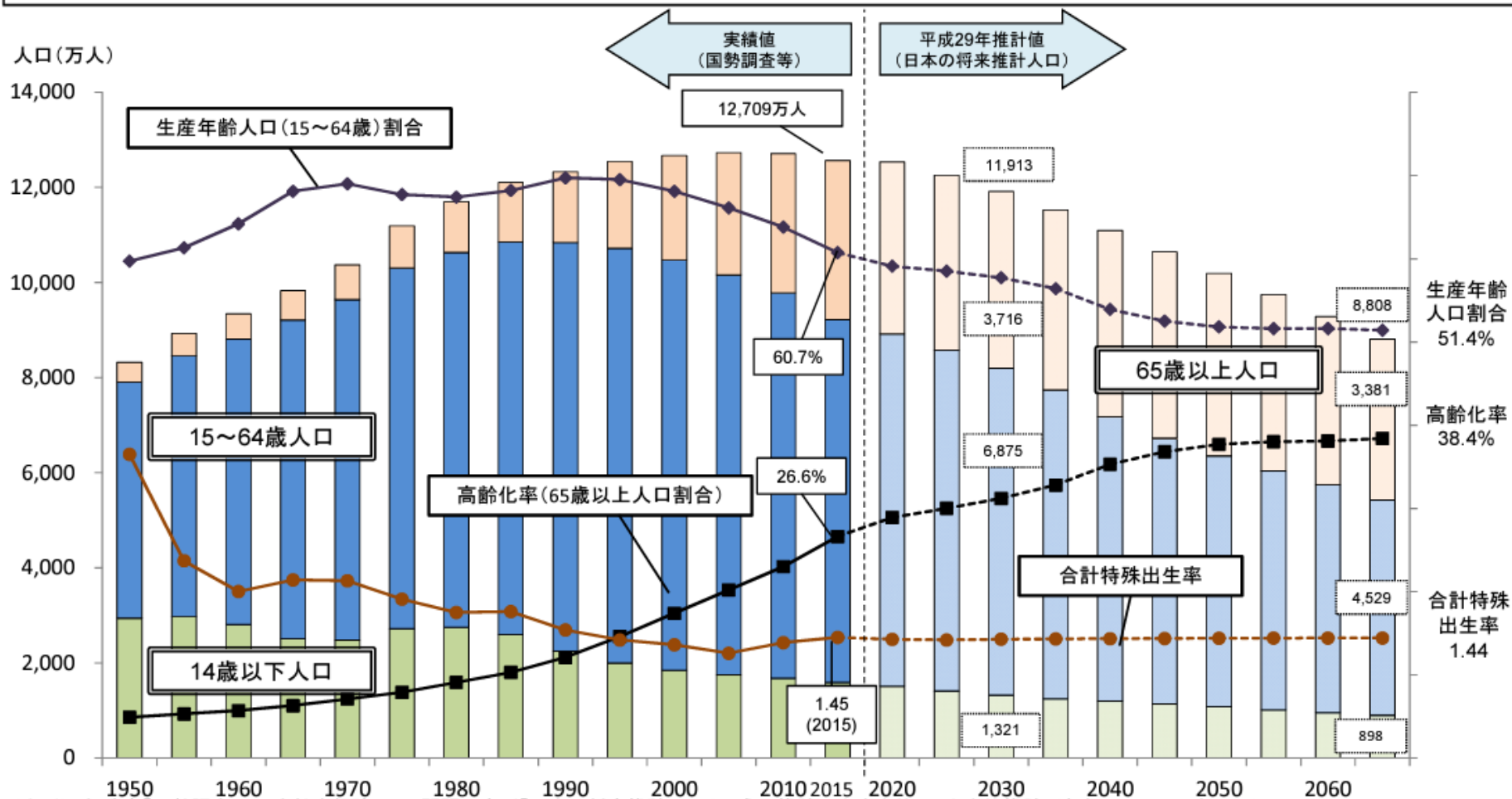
- 我が国は人類史上例のない超高齢社会に突入し、「次期医療計画」や「医師の働き方改革」がスタートし、医療DXが本格化・BCPの策定・サイバーテロ対策も必須、さらには処遇改善や物価高への対策も必要とされて、病院を取り巻く環境は急激に変化している時代の、病院コンサルタントとして必要とされる知識習得を行う。

The background features a large orange semi-circle at the top. On the left, there is a stylized sun with a yellow circle and several yellow curved lines representing rays. A blue rectangular box is positioned in the center-right, containing the title text.

医療を取り巻く 環境

日本の人口の推移

- 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



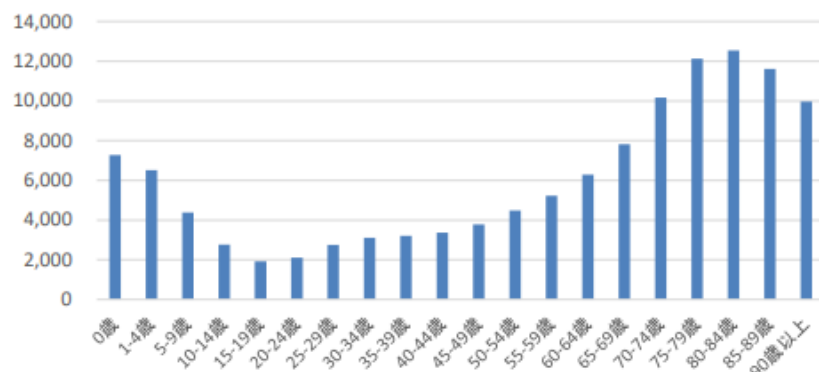
(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)
厚生労働省「人口動態統計」

外来患者数は、既に減少局面にある医療圏が多い

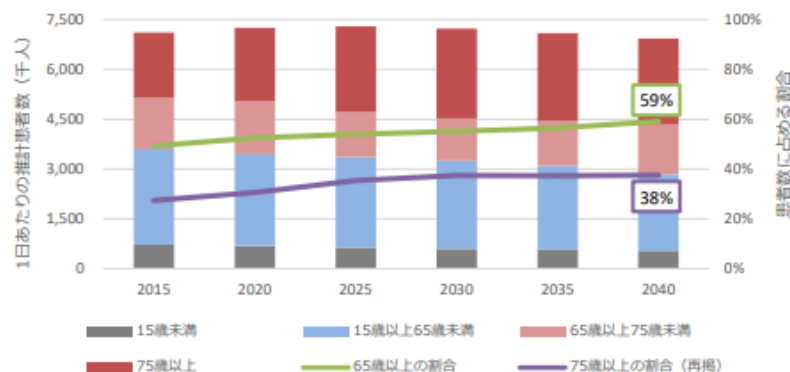
第7回第8次医療計画
等に関する検討会
令和4年3月4日
資料
1

- 全国での外来患者数は2025年にピークを迎えることが見込まれる。65歳以上が占める割合は継続的に上昇し、2040年には約6割となるが見込まれる。
- 既に2020年までに214の医療圏では外来患者数のピークを迎えていると見込まれる。

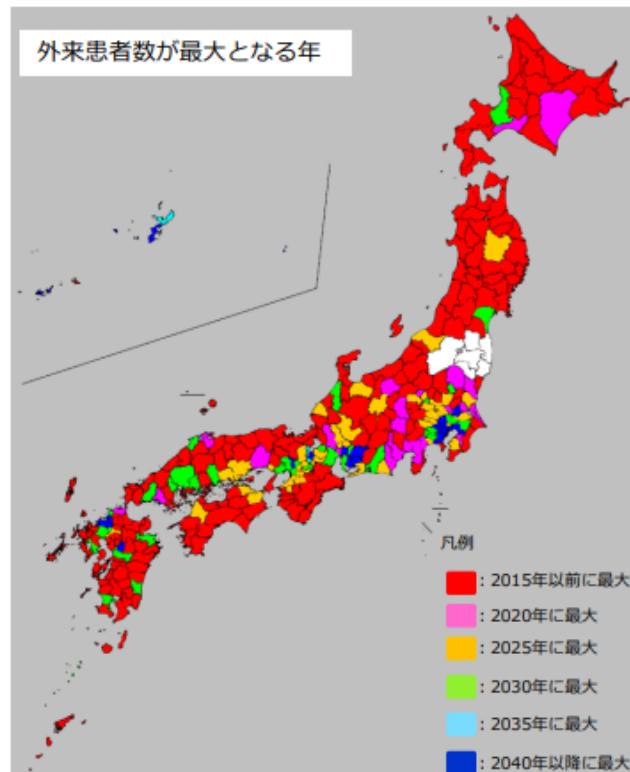
外来受療率（人口10万対）



外来患者数推計



外来患者数が最大となる年



出典：患者調査（平成29年）「受療率（人口10万対）、入院一外来×性・年齢階級×都道府県別」
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

※「外来」には「通院」「往診」「訪問診療」「医師以外の訪問」が含まれる。

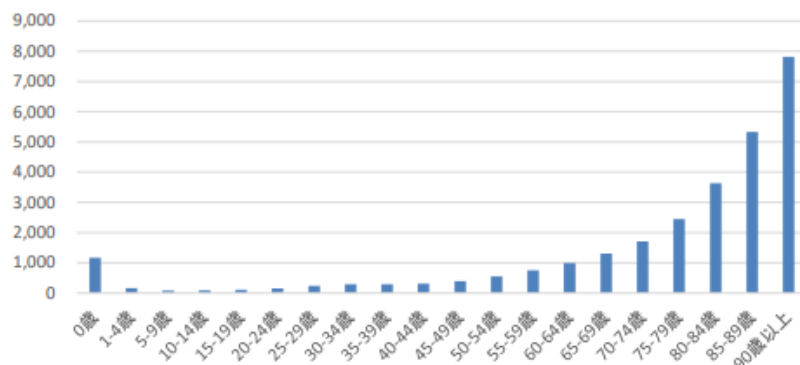
※二次医療圏の患者数は、当該二次医療圏が属する都道府県の受療率が各医療圏に当てはまるものとして、将来の人口推計を用いて算出。

※福島県は市区町村ごとの人口推計が行われていないため、福島県の二次医療圏を除く329の二次医療圏について集計。

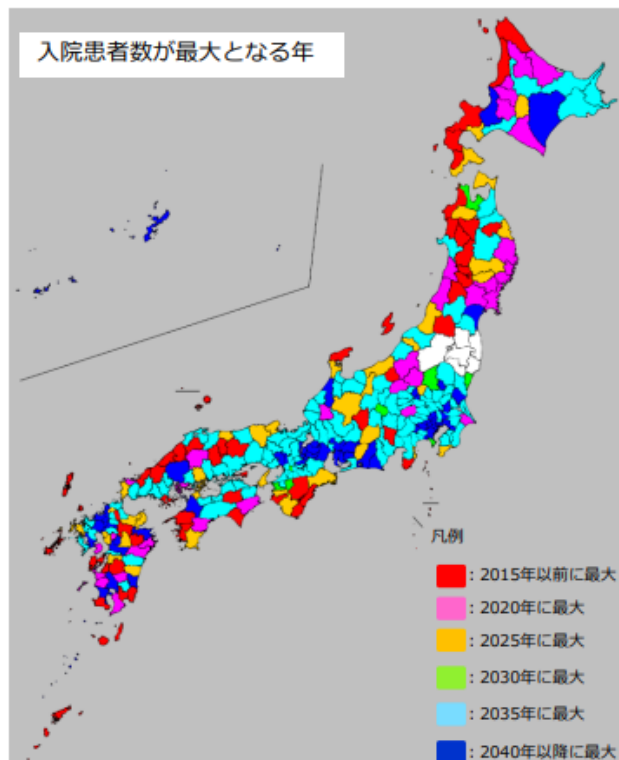
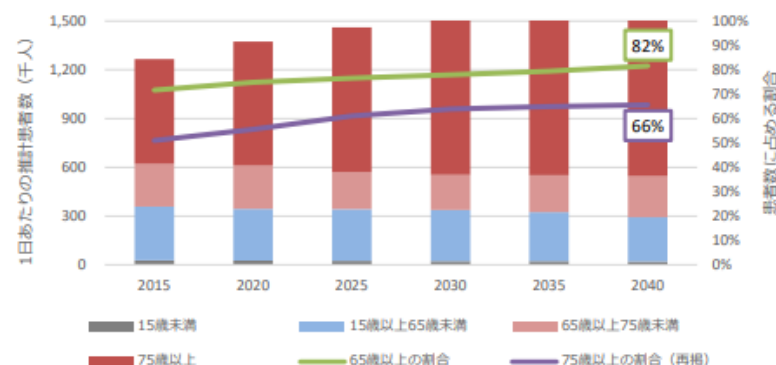
医療需要の変化① 入院患者数は、全体としては増加傾向にある

- **全国での入院患者数は2040年にピークを迎える**ことが見込まれる。65歳以上が占める割合は継続的に上昇し、2040年には約8割となるが見込まれる。
- 2次医療圏によって入院患者数が最大となる年は様々であるが、既に2020年までに89の医療圏が、また2035年までには260の医療圏がピークを迎えることが見込まれる。

入院受療率（人口10万対）



入院患者数推計



出典：患者調査（平成29年）「受療率（人口10万対）、入院一外来×性・年齢階級×都道府県別」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

※ 2次医療圏の患者数は、当該2次医療圏が属する都道府県の受療率が各医療圏に当てはまるものとして、将来の人口推計を用いて算出。

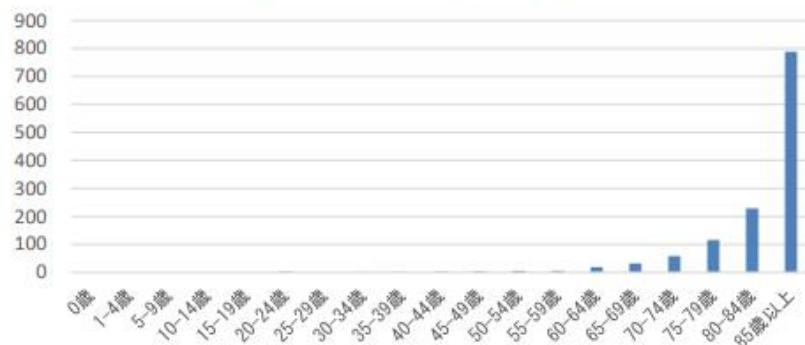
※ 福島県は市区町村ごとの人口推計が行われていないため、福島県の2次医療圏を除く329の2次医療圏について集計。

在宅患者数は、多くの地域で今後増加する

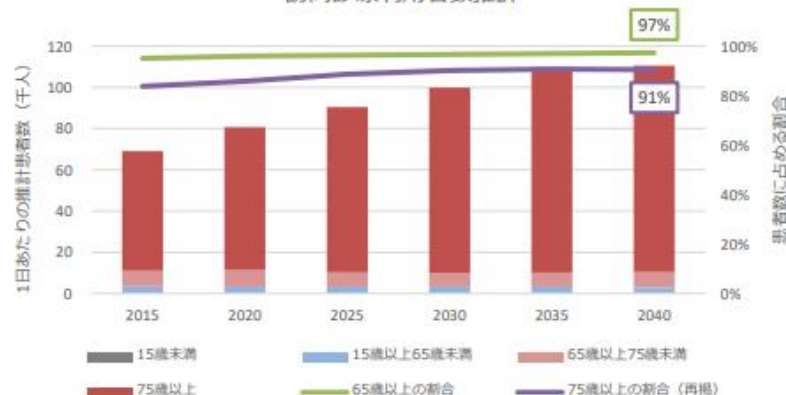
第7回第8次医療計画
等に関する検討会
令和4年3月4日
資料
1

- 全国での在宅患者数は、2040年以降にピークを迎えることが見込まれる。
- 在宅患者数は、多くの地域で今後増加し、2040年以降に203の二次医療圏において在宅患者数のピークを迎えることが見込まれる。

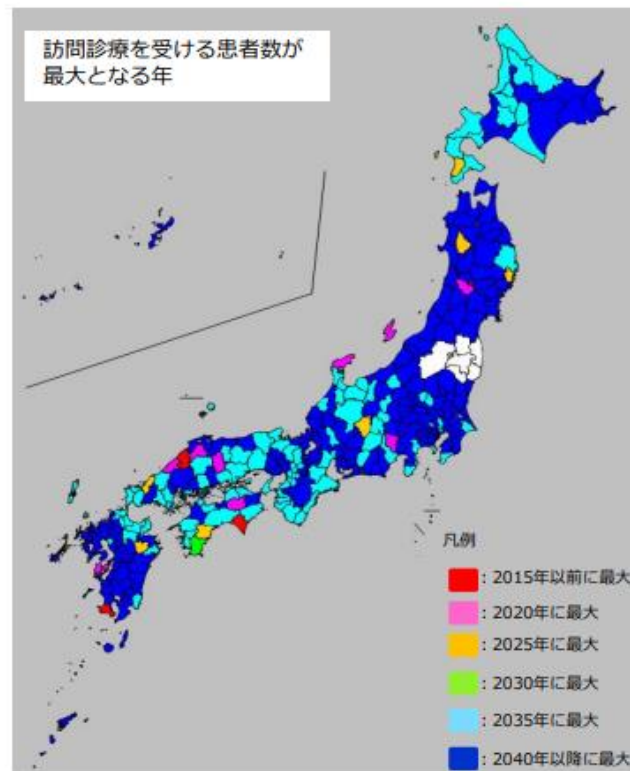
訪問診療受療率（人口10万対）



訪問診療利用者数推計



訪問診療を受ける患者数が最大となる年



出典：患者調査（平成29年）「推計患者数・性・年齢階級×傷病小分類×施設の種別・入院一外来の種別別」
「推計外来患者数（患者所在地）、施設の種別・外来の種別×性・年齢階級×都道府県別」
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

※ 病院、一般診療所を対象に集計。

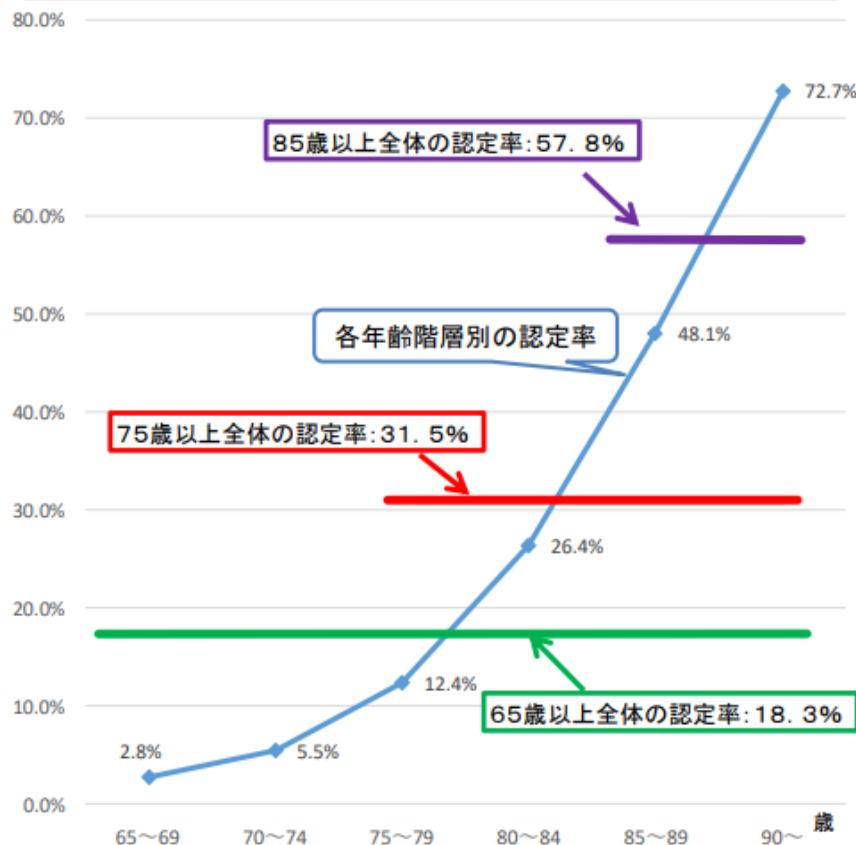
※ 二次医療圏の患者数は、当該二次医療圏が属する都道府県の受療率が各医療圏に当てはまるものとして、将来の人口推計を用いて算出。

※ 福島県は市区町村ごとの人口推計が行われていないため、福島県の二次医療圏を除く329の二次医療圏について集計。

医療需要の変化⑤ 医療と介護の複合ニーズが一層高まる

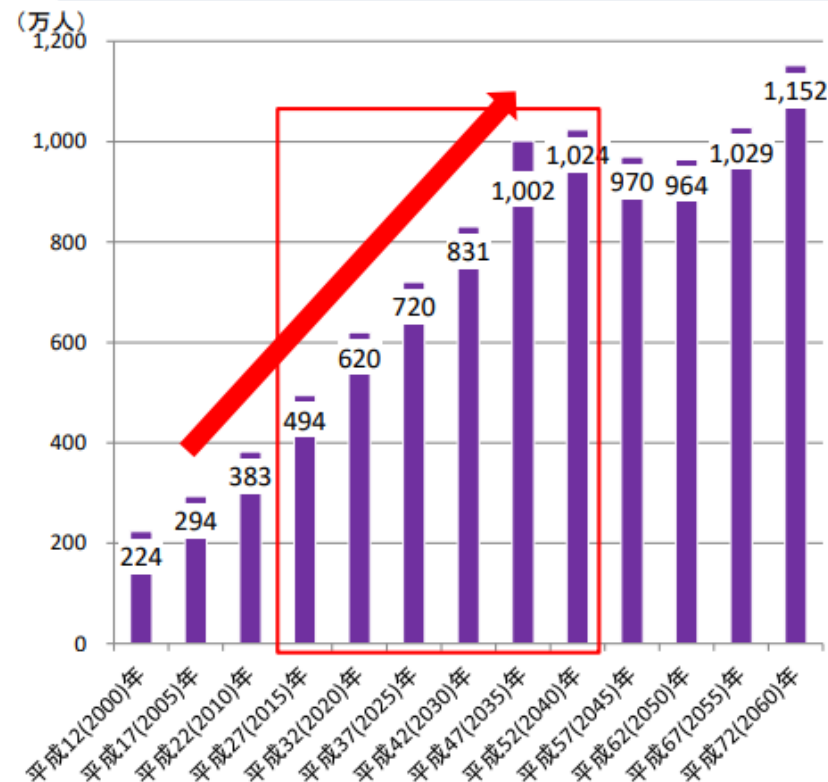
- 要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇し、特に、85歳以上で上昇する。
- 2025年度以降、後期高齢者の増加は緩やかとなるが、85歳以上の人口は、2040年に向けて、引き続き増加が見込まれており、医療と介護の複合ニーズを持つ者が一層多くなることが見込まれる。

年齢階級別の要介護認定率



出典: 2020年9月末認定者数(介護保険事業状況報告)及び2020年10月1日人口(総務省統計局人口推計)から作成

85歳以上の人口の推移



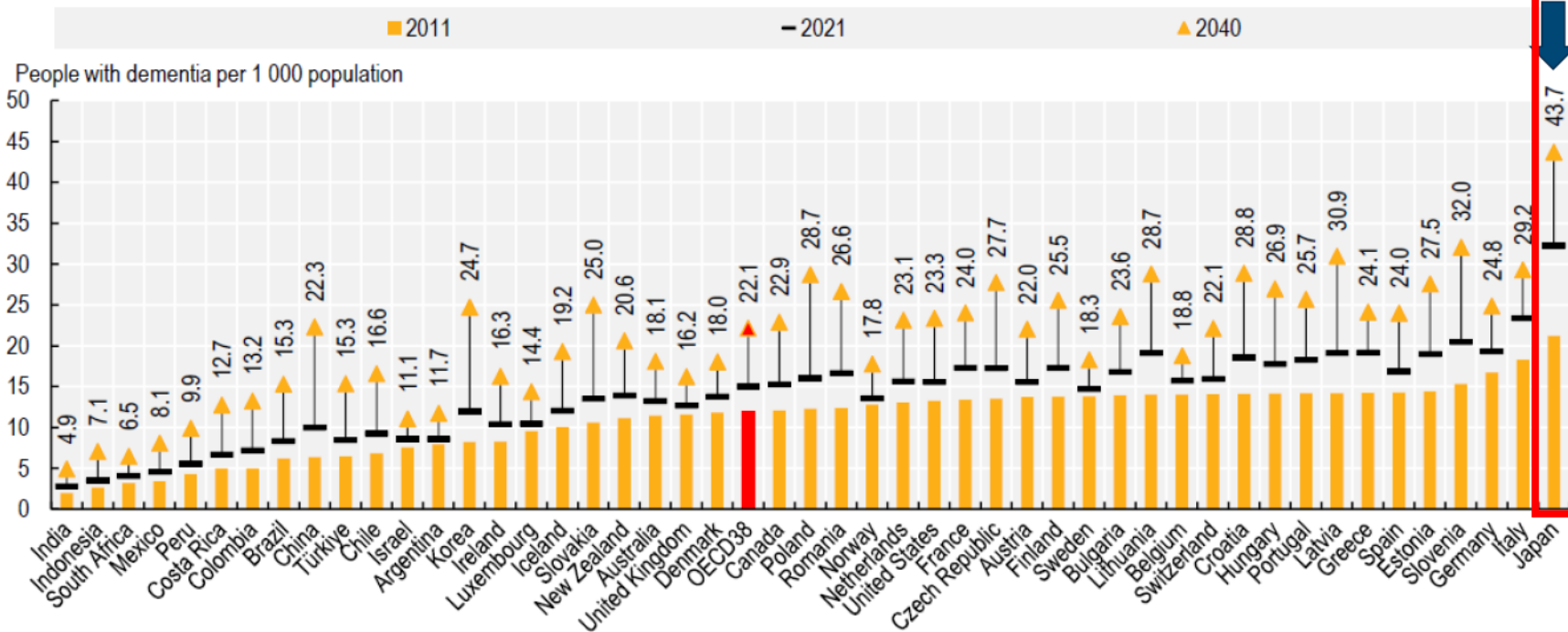
出典: 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月推計)出生中位(死亡中位)推計
実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)



認知症患者の数が増加すると見込まれる

表10.8. 認知症の有病率推計、2011年、2021年と2040年

抽
き
え



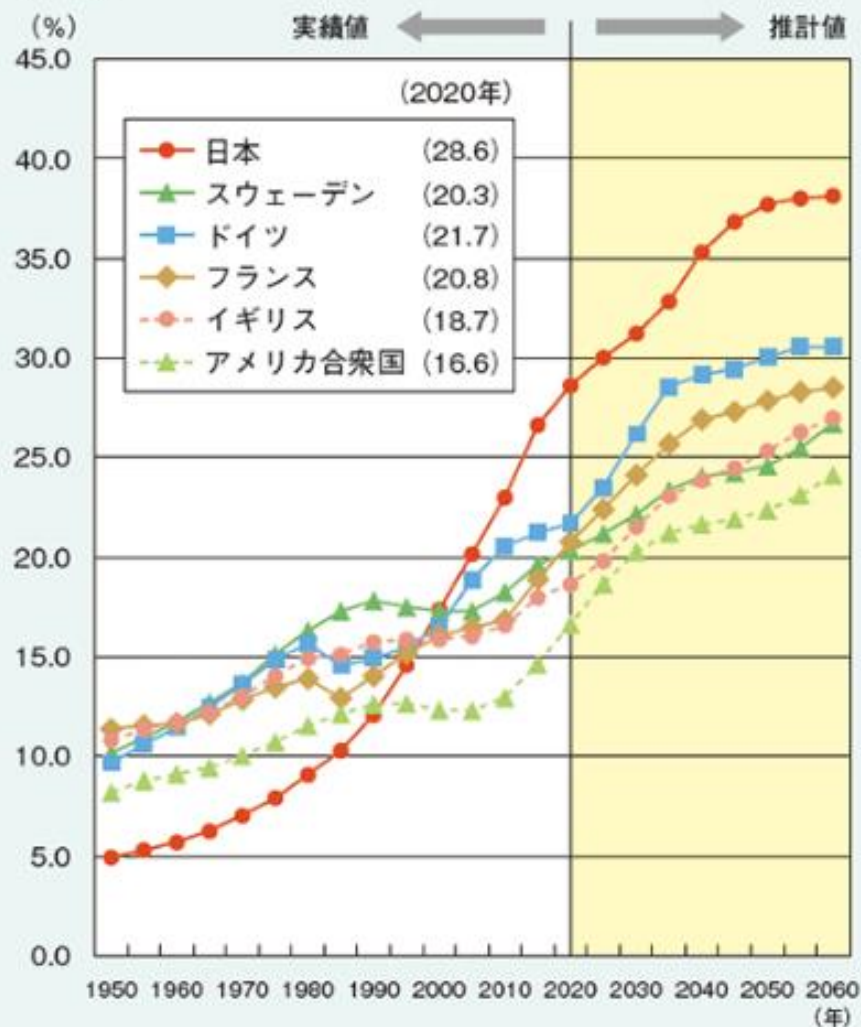
注：2021年と2040年のデータは推計

出典: Institute for Health Metrics and Evaluation (IHME). Used with permission. All rights reserved. Global Burden of Disease Study 2019.

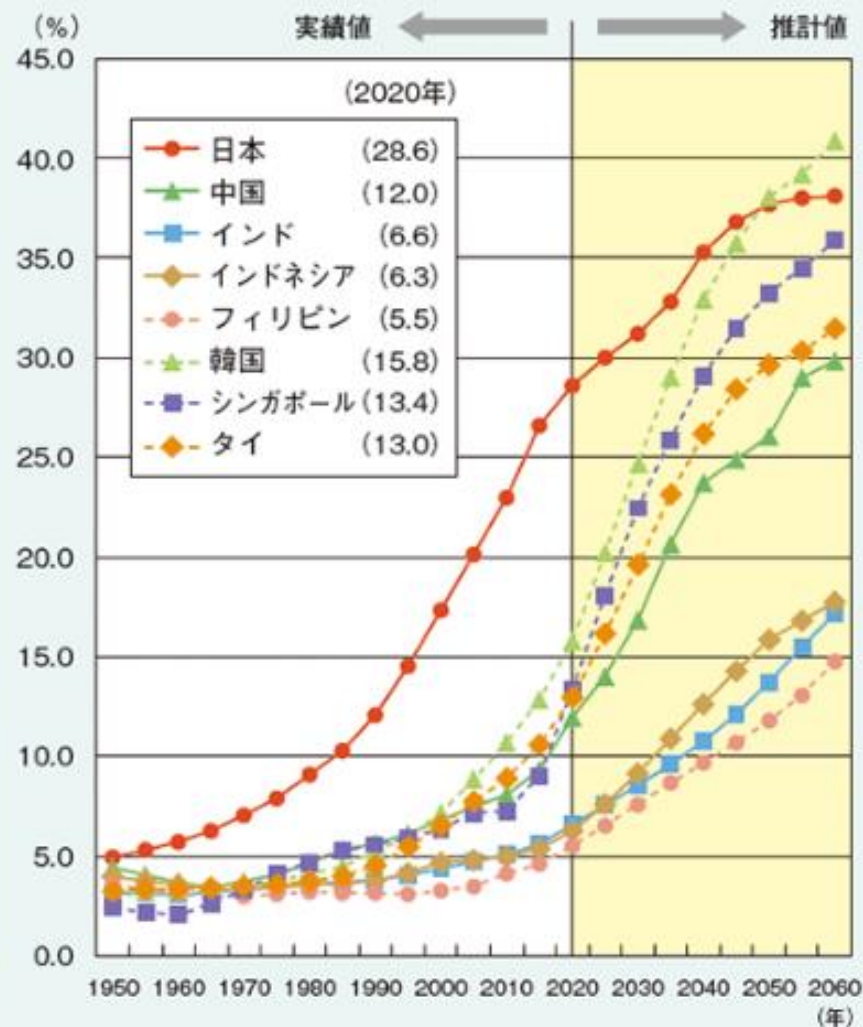
StatLink <https://stat.link/q1boiy>

図1-1-6 世界の高齢化率の推移

1. 欧米



2. アジア



資料：UN, World Population Prospects : The 2019 Revision

ただし日本は、2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果による。

東京都医療勤務環境改善 支援センター関係

東京都医療勤務環境改善支援センター設置要綱

平成26年8月28日26福保医人第1267号

一部改正 平成27年3月30日26福保医人第2823号

一部改正 令和元年6月26日31福保医人第833号

一部改正 令和5年7月1日5福保医人第995号

(設置)

第1 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の21第3項の規定に基づき、東京都における医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点として、東京都(以下「都」という。)は東京都医療勤務環境改善支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(所管事務)

第2 センターは、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 東京都内の病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- (2) 東京都内の病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動を行うこと。
- (3) その他医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援を行うこと。

(運営及び協議)

第3 センターの効率的な運営、所管事務に関する意見調整及び協議は、東京都地域医療対策協議会勤務環境改善部会において行う。

(事務局)

第4 センターの事務局を、東京都保健医療局医療政策部に置く。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

東京都地域医療対策協議会（勤務環境改善部会） 委員名簿

分野	委員氏名	委員所属・職
医療機関等	鈴木 紅	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立墨東病院 副院長
学識経験を 有する者	酒井 博	大原記念労働科学研究所 主幹研究員
	野原 理子	東京女子医科大学衛生学公衆衛生学講座 公衆衛生学分野 教授
	平野 美理香	医療法人財団アドベンチスト会 東京衛生アドベンチスト病院 副院長 兼 看護部長
医療関係団体 の代表	土谷 明男	公益社団法人東京都医師会 副会長
	大坪 由里子	一般社団法人東京都病院協会 常任理事
	高野 研一郎	一般社団法人東京都病院協会 常任理事
	岩下 寛	一般社団法人東京精神科病院協会 常任理事
	横山 孝子	公益社団法人東京都看護協会 常務理事
相談支援を行う 関係団体の代表	福島 紀夫	東京都社会保険労務士会 常任理事
	眞鍋 一	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会 理事
関係行政機関 の職員	北川 敏子	東京労働局雇用環境・均等部指導課長
オブザーバー	古賀 信憲	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京医師アカデミー顧問 (東京都地域医療対策協議会会長)
	遠藤 久夫	学習院大学経済学部 教授 (東京都地域医療対策協議会委員)

◎：部会長、○：副部会長

令和5年度第3回

東京都地域医療対策協議会 勤務環境改善部会 次第

日 時： 令和6年3月7日(木曜日)午後6時30分から

会 場： 都庁第一本庁舎33階北塔 特別会議室N2(WEB会議)

1 開 会

2 報告事項

- (1) 東京都保健医療計画の改定について
- (2) 令和5年度東京都勤務環境改善支援センター事業実績について
- (3) 令和5年度病院勤務者勤務環境改善事業について
- (4) 令和5年度地域医療勤務環境改善体制整備事業について
- (5) 令和6年度医師の働き方改革に関する予算概要について
- (6) 医師の働き方改革に係る状況調査等の実施について
- (7) 令和5年度特定労務管理対象機関の指定について

3 議 事

令和6年度東京都勤務環境改善支援センター事業計画について

4 閉 会

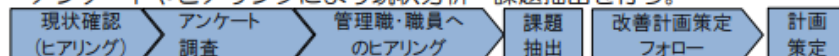
1 専門家による支援

① 導入支援

■概要

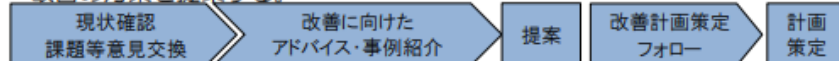
(1) 現状分析・課題抽出支援

- 「何から取り組むべきかわからない」という医療機関を対象に、職員へのアンケートやヒアリングにより現状分析・課題抽出を行う。

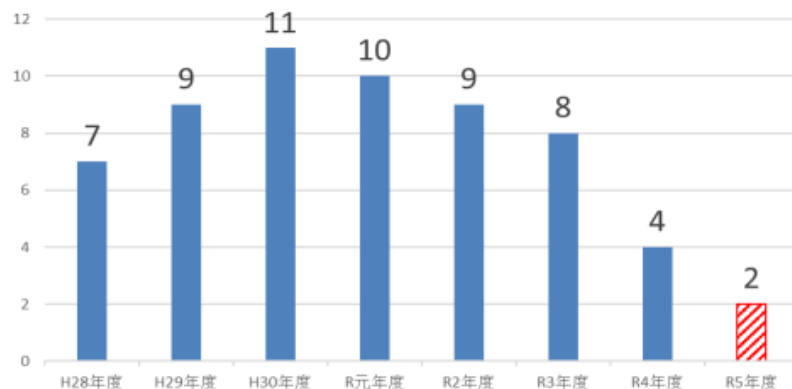


(2) 課題解決型支援

- 医療機関が選択した課題に対し、各種規定やデータ等を基に助言を行い、改善の方策を提案する。



○導入支援実施医療機関数の推移



※令和5年度 延べ訪問回数4回

○現在の申込状況

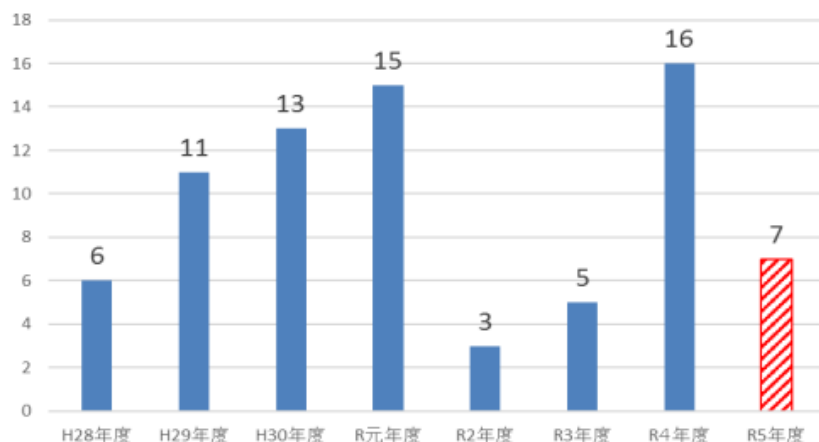
支援内容・件数	
医業経営相談	
業務の効率化手順	1
離職率の改善	1

② 組織力向上支援

■概要

- 医療機関及び医療関係団体等が企画する研修会や勉強会等に、アドバイザーを講師として派遣
- 具体的な研修内容等については、医療機関及び医療関係団体等と調整の上で決定
- 講義時間は1時間程度（医療機関の希望に合わせて対応）

○組織力向上支援実施医療機関数の推移



※令和5年度 延べ訪問回数 19回

○研修テーマの内訳

研修テーマ・件数			
医業経営アドバイザー		医療労務管理アドバイザー	
医師の働き方改革 (勤務間インターバル・代償休息)	2	医師の働き方改革(概要)	3
		ハラスメント対策	2

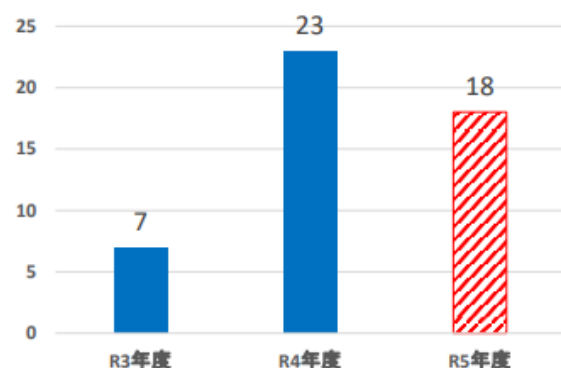
1

③ 医師労働時間短縮計画作成支援

■概要

- ・ 年間の時間外・休日労働が960時間を超えている医師が勤務している医療機関を対象
- ・ 医師の働き方改革に向け、医療機関の医師労働時間短縮計画の作成に係る取組を支援する。

○医師労働時間短縮計画作成支援実施病院の推移



※令和5年度
延べ訪問回数 24回
※個別相談会対応含む

○医師労働時間短縮計画作成支援実施病院の内訳

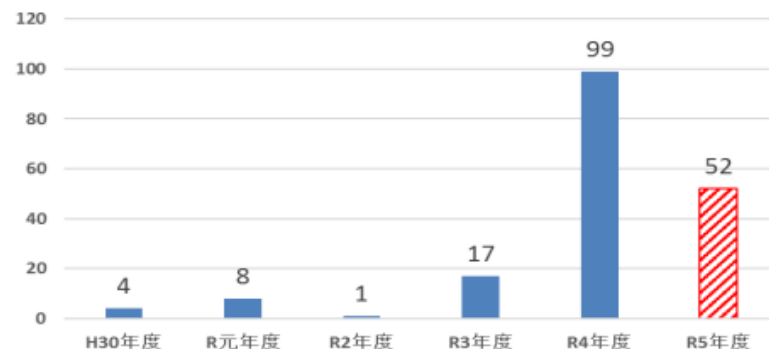
			R3年度	R4年度	R5年度
支援実施医療機関数			7	23	18
再掲	救急指定	三次救急医療機関	2	6	9
		二次救急医療機関	5	17	9
	指定等	大学附属病院	1	11	9
		特定機能病院	1	7	5
		地域医療支援病院	2	5	7
	前年度からの継続		-	4	12

④ 訪問相談支援

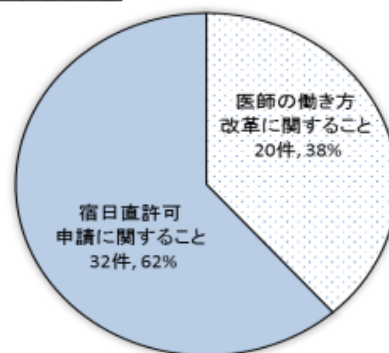
■概要

- ・ 希望する医療機関に医療労務管理アドバイザー及び医業経営アドバイザーが訪問し、相談支援を行う。

○訪問相談支援件数の推移



○相談内容



※宿日直許可に特化した相談内容の場合、「宿日直許可申請に関すること」で計上。
その他、医師の働き方改革全般等に関する内容は、「医師の働き方改革に関すること」で計上。

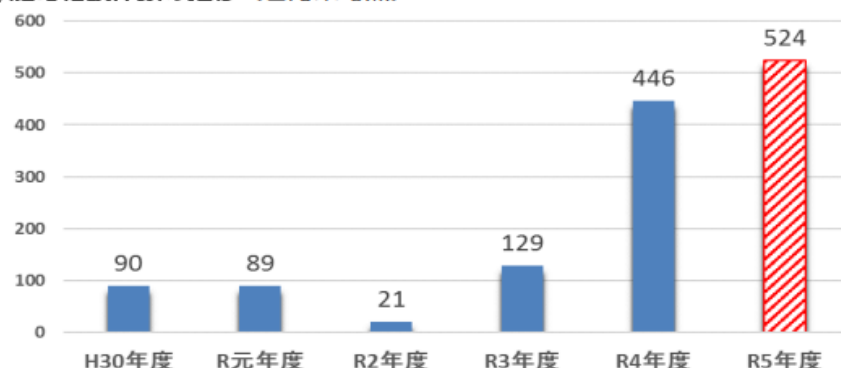
※令和4・5年度
個別相談会対応含む

⑤ 随時相談

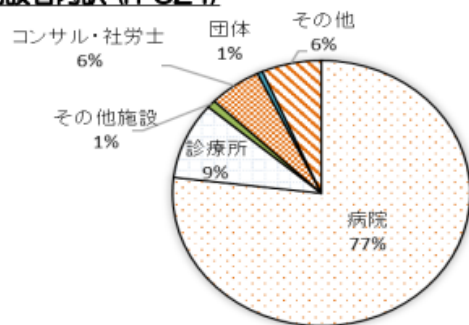
■概要

- 医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）と
医業経営アドバイザー（医業経営コンサルタント）を1名ずつ配置
（医業経営アドバイザーはオンコール体制）
- 受付時間：平日9時30分から17時30分まで
- TEL：03-6272-9345

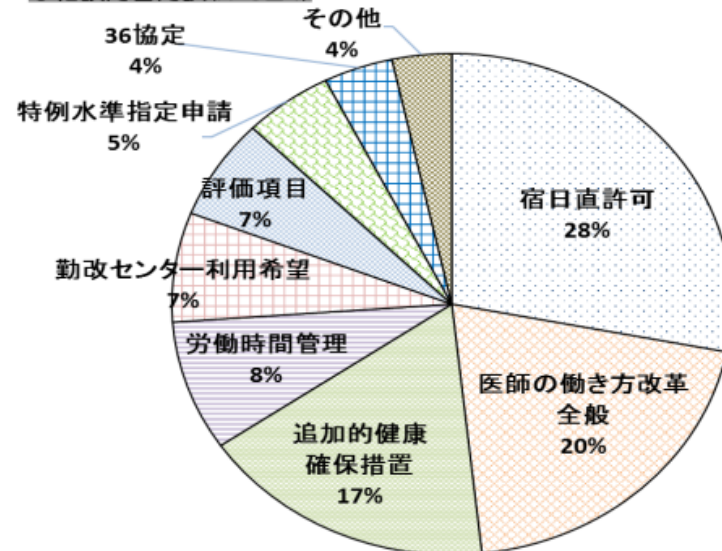
○随時相談件数の推移（2月末時点）



○問合せ・相談者内訳（n=524）



○相談内容内訳（n=524）



○医師の働き方改革に関する相談内容の推移

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
医師の働き方改革全般	4	3	52	148	106
労働時間管理	10	3	15	24	44
追加的健康確保措置	0	1	2	39	90
宿日直許可	-	-	19	152	147
36協定	-	-	-	8	21
医療機関勤務環境評価センターの評価項目	-	-	-	-	34
東京都への特例水準指定申請	-	-	-	-	27
合計	14	7	88	371	469

※勤改センター利用希望とその他を除く

2 普及啓発活動

(1) 説明会・セミナー

【東京都主催】「令和5年度医師の働き方改革セミナー」

開催方法：オンライン研修（Teams）

開催日：令和6年3月5日（火）14時から15時30分まで

内 容：①医師の働き方改革で変わることとやるべきこと

（講師：福島通子社会保険労務士事務所代表 福島 通子氏）

②東京都医療人材課からのお知らせ

（東京都医療人材課）

【東京労働局主催】「医療機関の労務管理における課題への対応について」

開催方法：YouTubeによる動画配信

動画配信期間：令和6年3月中旬頃を予定

内 容：①育児・介護休業法について

（労働局雇用環境・均等部指導課）

②36協定の取扱い及び医師の研鑽の取扱いについて

（労働局労働基準部監督課）

③勤改センターによる支援の実例について

（医療労務管理アドバイザー）

(2) 周知・広報

【都内病院周知】

4月・東京都勤改センター 支援募集周知

・医療機関勤務環境評価センター説明会の開催のお知らせ

5月・令和5年度C-2水準関連審査の受付開始について

・C-2水準関連審査医療機関・医師向けの説明会のお知らせ

6月・令和5年度C-2水準関連審査の申請について

・令和5年度トップマネジメント研修の開催について

7月・長時間労働医師に対する面接指導に関するロールプレイ研修の開催について

・トップマネジメント研修の現地開催について

8月・令和5年度第2回C-2水準関連審査の申請について

・トップマネジメント研修の追加開催について

・C-1水準の指定に必要となるプログラムカリキュラム労働時間・水準入力に関する説明会の開催について

9月・厚生労働省ホームページ上の医師の働き方改革関連情報ページの設置について

・厚生労働省医師の働き方改革推進会議サポートプロジェクトについて

10月・トップマネジメント研修開催内容のリニューアルについて

11月・令和5年度第2回C-2水準関連審査の申請について

・トップマネジメント研修特別講演回の開催について

12月・「医師の働き方改革」に関する特設サイト公開のお知らせ

【ニュースレター「勤務環境かいぜんサポートナビ」】 ※参考資料

51号から57号まで発行。HP掲載

3 医師の働き方改革に係る調査

- 4月 調査実施（対象：全医療機関）
⇒5月から6月 医業経営・医療労務管理アドバイザーによる個別確認
- 7月 特例水準申請予定・検討中医療機関に対する準備状況確認
⇒8月 医業経営アドバイザーによる個別確認
- 10月 特例水準申請予定医療機関に対する準備状況確認
- 11月 4月調査のフォローアップ調査
（対象：4月調査に未回答・宿日直許可を取得していない医療機関）
⇒1月から2月 医療労務管理アドバイザーによる個別確認
- 3月 医師の働き方改革に関する状況調査（対象：全病院（大学病院本院を除く））
令和6年度地域医療介護総合確保基金事業に係る意向調査（対象：東京都指定二次救急医療機関）

4 アドバイザー向け研修会

（1）厚生労働省開催

令和5年12月12日開催 アドバイザー研修会

（2）医療労務管理アドバイザー向け研修会

- ①令和5年5月30日 医療労務管理アドバイザー説明会
 - ・医療労務管理支援事業 概要・説明
 - ・支援事例（随時相談、訪問相談、組織力向上支援）紹介
- ②令和5年11月14日 医療労務コンサルタントスキルアップ研修
 - ・医療機関を支援するときに役立つ知識
～医療機関側の視点も交えて～
 - ・社労士が知っておきたい医療機関の特徴と支援の実務

（3）医業経営アドバイザー向け研修会

- ①令和5年5月1日開催
 - ・医師の働き方改革に関する研修会
 - ・医師の働き方改革に係る都内医療機関への個別確認方法について
 - ・個人情報保護秘密保持に関する研修会
- ②令和5年6月13日開催
 - ・医業経営アドバイザーに対する研修会
 - ・個人情報保護、秘密保持に関する研修会
- ③令和6年3月15日開催予定
 - ・医業経営アドバイザー研修

医療勤務環境改善支援センターの支援

■ 全医療機関

- 副業・兼業先を含めた適切な労働時間管理・36協定の締結に関する支援
- 宿日直許可の取得が必要な医療機関への支援
- 医師の働き方改革の制度概要・労務管理に関する研修に対する講師派遣
- 追加的健康確保措置（面接指導・勤務間インターバル等）の実施支援
- 医療法第25条第1項に基づく立入検査により、追加的健康確保措置が未実施であった場合の改善に向けた取組の支援

■ 新たに特例水準を申請する医療機関

- 医師労働時間短縮計画の作成に関する支援

■ 特定労務管理対象機関

- 令和17年度末のB・連携B水準の廃止目標に向けて、段階的に労働時間の短縮を図るための医療機関のニーズに応じた支援（時短計画のPDCAへのフォロー）
- 医療機関勤務環境評価センターの評価における指摘事項・助言等に関する改善への取組の支援

■ 医療機関の支援ニーズ及び地域医療提供体制の影響の把握

- 時間外・休日労働時間の上限規制適用後の地域医療提供体制への影響や、各医療機関の医師の働き方改革の取組状況の調査

資料 10

20

【拡充】 地域医療勤務環境改善体制整備事業（予算額7.5億円）

①救急医療等地域医療で特別な役割を担う医療機関の勤務環境改善に向けた体制整備を支援

【対 象】 医師の時間外労働が年720時間超かつ年間の救急車受入台数が1,000台以上～2,000台未満等である医療機関

【補助率】 10/10（資産形成費は9/10）

②医師の育成など教育研修を担う医療機関の勤務環境改善に向けた体制整備を支援

【対 象】 医師の時間外労働が年720時間超かつ臨床研修基幹病院、専門研修基幹病院である医療機関(医師数等の指定要件有)

【補助率】 10/10（資産形成費は9/10）

【新規】 勤務環境改善医師派遣等推進事業（予算額8億円）

医師の時間外・休日労働時間を短縮するとともに地域医療提供体制を確保するため、勤務医の労働時間が長時間に及ぶ医療機関へ医師派遣を行う医療機関を支援

【対 象】 大学病院本院等

【基準額】 派遣医師1人当たり1,250千円×派遣月数

【補助率】 10/10

【継続】 病院勤務者勤務環境改善事業（予算額2.8億円）

病院勤務医及び看護職員の勤務環境を改善し離職防止と定着を図るとともに、チーム医療推進によるタスクシフト・シェア、出産や育児で職場を離れた医師等の復職に向けた支援

【対 象】 病院 ※国立・独法・地方独法は対象外

【補助率】 1/2（資産形成費は2/3）

【新規】 救急医療体制強化事業（予算額0.7億円）

救急医療体制の中核を担う医療機関に対して、医療従事者の勤務環境改善に向けた体制整備を支援し、安定的な救急医療体制を確保する

【対 象】 救急車年間受入2,000件以上の病院 ※国立・独法・地方独法は対象外

【補助率】 1/4（病院勤務者勤務改善事業の上乗せ補助 両事業の活用による補助率は3/4）

【新規】 医療機関（中小病院・有床診療所）におけるAI技術活用促進事業（予算額2.3億円） <所管：医療政策課>

令和6年度 医師の働き方改革に関する予算概要について

	【拡充】地域医療勤務環境改善事業			
	①勤務医の労働時間が長時間に及ぶ医療機関の勤務環境改善事業	②教育研修体制を有する医療機関の勤務環境改善事業	【継続】 病院勤務者 勤務環境改善事業	【新規】 救急医療体制 強化事業
事業内容	医師労働時間短縮計画に基づく勤務環境改善に係る経費に対する補助		医療従事者の離職防止、負担軽減、定着、再就業を支援する取組に対する補助	
基準額	1床当たり133千円 加算あり 1床当たり266千円 (加算は令和8年度までの措置) ※令和9年度以降は評価センターの評価に応じた加算を設定		復職研修・環境改善：11,140千円 相談窓口：7,093千円 チーム医療推進：6,700千円	
			施設：5,040千円 設備：3,811千円	－
補助率	10/10(資産形成は9/10)		1/2(資産形成は2/3)	1/4
			上乗せ補助 3/4(資産形成は2/3)	
大学病院本院		● 改革プラン策定で 加算あり		
年通算の時間外・休日労働時間が720時間を超える医師のいる医療機関				
・年間の救急車受入台数が1,000台以上～2,000台未満 ・地域医療体制確保加算の取得なし	● A水準はガイドラインに基づく医師労働時間短縮計画の作成が必要			
・①か②のいずれかに該当 ①臨床研修基幹病院又は基本19領域のいずれかの領域の専門研修基幹施設で、100床あたりの常勤換算医師数40人以上かつ「常勤換算医師数40人」※ ②基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域の専門研修基幹施設 ※病床機能報告による医師数（非常勤医師数を含む）		● A水準はガイドラインに基づく医師労働時間短縮計画の作成が必要 B・連携Bは面接指導講習会修了者が3人以上又は水準対象医師10人あたり1人以上で加算あり		
国、(地方)独立行政法人及び都が設置する病院を除く救急車受入台数が年間2,000台以上の病院			●	
国、(地方)独立行政法人及び都が設置する病院を除く			●	

東京都医療審議会

- ▶ 令和4年度第1回東京都医療審議会（令和4年6月21日書面開催）
- ▶ 令和4年度第2回東京都医療審議会（令和5年2月6日開催）
- ▶ 令和4年度第3回東京都医療審議会（令和5年3月29日開催）
- ▶ 令和5年度第1回東京都医療審議会（令和5年7月6日開催）
- ▶ 令和5年度第2回東京都医療審議会（令和5年10月30日開催）
- ▶ 令和5年度第3回東京都医療審議会（令和6年2月16日開催）
- ▶ 令和5年度第4回東京都医療審議会（令和6年3月26日開催）

○令和 6 年 4 月から勤務医の時間外・休日労働の上限規制が適用

医療機関に適用する水準		長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準		原則（一般労働者と同程度）	960時間
特例水準	B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
	連携B水準	地域医療の確保のため、他院に派遣する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため	通算で1,860時間 (各院では960時間)
	C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間
	C-2水準	長時間修練が必要な技能の習得のため	1,860時間

○医療法の改正により、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置について整備

医療機関

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関は、医師労働時間短縮計画を作成
- ・健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等

都道府県

- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関（特定労務管理対象機関）を知事が指定
- ・指定にあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴取

医療機関勤務環境評価センターの評価結果について

特定労務管理対象機関の指定を受ける医療機関は、東京都へ指定申請を行う前に、国が指定した第三者機関である「医療機関勤務環境評価センター」（受託者：日本医師会）で、医療機関に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況、その他厚生労働省令で定める事項について評価を受ける必要がある。

全体評価の考え方

- 評価項目は全 88 項目で、次の 3 つのカテゴリーで構成（うち 12 項目は初回審査対象外）

1		労働関係法令及び医療法に規定された事項（必須 18 項目）	全て満たす ※ 1	
2	2-1	1 以外の労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況 【評価時点における取組状況】	十分	改善の必要あり
	2-2	1 以外の労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況 【今後の取組予定】	十分	見直しの必要あり
3		労働時間の実績 ※ 2	改善している	改善していない

※1 必須項目で改善が必要な場合は評価保留

※2 特例水準が適用される医師の平均または最長の時間外・休日労働時間数や、時間外・休日労働時間が960時間を超えた医師数等の実績を基本として検討

- 「労働関係法令及び医療法に規定された事項に係る項目（必須 18 項目）」を全て満たした医療機関に対し、「労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況」、「労働時間の実績」を踏まえて全体評価を実施（評価項目（上記基準）の達成状況に応じて 4 段階で実施）

全体評価の評価結果

次の 4 段階のコメントのいずれかにより通知

- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間の短縮が進んでない
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である

令和5年度 都内医療機関特例水準申請・指定の状況

【指定予定】 47 医療機関

- ※1 前回の医療審議会では50医療機関を指定予定としていたが、1医療機関は開設者変更により令和6年度に改めて申請予定。2医療機関は評価センターの評価に時間を要しているため、指定手続きは継続とし評価結果受領後、令和6年度に指定予定。
- ※2 全国では483医療機関が評価センターに受審申込（令和6年3月11日現在）

(内訳)	指定・申請状況	医療機関数	備考
①	第1回指定済	2	第2回東京都医地域医療対策協議会・第2回東京都医療審議会にて意見聴取し、令和5年11月22日付で指定済
②	第2回指定済	40	第4回東京都医地域医療対策協議会・第3回東京都医療審議会にて意見聴取し、令和6年3月6日付で指定済
③	第3回申請済	5	第5回東京都医地域医療対策協議会・第4回東京都医療審議会にて意見聴取を行う【今回の意見聴取対象】
	計	47	

【47 医療機関の特例水準申請予定件数】 75件

(内訳)	指定水準	医療機関数	第1回	第2回	第3回
	B水準	37	1	31	5
	連携B水準	22	1	21	—
	C-1水準	15	—	11	4
	C-2水準	1	—	1	—
	計	75	2	64	9

評価センター受審申込 受付状況

令和6年4月15日現在

都道府県名	申込件数
北海道	25
青森県	6
岩手県	5
宮城県	11
秋田県	2
山形県	3
福島県	10
茨城県	5
栃木県	8
群馬県	5
埼玉県	25
千葉県	29
東京都	51
神奈川県	35
新潟県	4
富山県	2
石川県	3
福井県	2
山梨県	2
長野県	8
岐阜県	14
静岡県	16
愛知県	27
三重県	6

都道府県名	申込件数
滋賀県	7
京都府	13
大阪府	35
兵庫県	22
奈良県	4
和歌山県	2
鳥取県	3
島根県	2
岡山県	5
広島県	10
山口県	3
徳島県	3
香川県	2
愛媛県	2
高知県	5
福岡県	28
佐賀県	3
長崎県	2
熊本県	3
大分県	4
宮崎県	3
鹿児島県	7
沖縄県	14

合計	486
----	-----

※受審申込医療機関に関する個別のお問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。

令和5年度 第3回特定労務管理対象機関の指定

【申請医療機関数】 5 医療機関

(水準の内訳)

水準	指定に係る業務		医療機関数	
B 水準	救急医療	三次救急医療機関	1	5
		二次救急医療機関	3	
	居宅等における医療		—	
	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		1	
連携 B 水準	医師派遣		—	
C - 1 水準	臨床研修・専門研修医の研修のため		1	4
	臨床研修医の研修のため		1	
	専門研修医の研修のため		2	
C - 2 水準	特定分野における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の習得のための研修を行う病院又は診療所		—	
計			9	

令和5年度第2回東京
都医療審議会
(R5.10.30)

令和5年度第1回特定労務管理対象機関の指定について

第1回申請受付期間：令和5年7月18日から8月31日まで

資料5

(1) 特定地域医療提供機関（B水準）：1医療機関

番号	申請者			指定にかかる業務の内容										指定要件			医療機関勤務環境評価センターの評価結果 (全体評価)	都による 支援の方針
	医療機関名	医療機関所在地	開設者	指定にかかる業務	(指定に係る業務が「救急医療」の場合) 三次救急医療機関又は二次救急医療機関	(指定に係る業務が「救急医療」で、二次救急医療機関の場合) 年間救急事象入台数	(指定に係る業務が「救急医療」で、二次救急医療機関の場合) 年間の夜間・休日・時間外入院人数	(指定に係る業務が「救急医療」で、二次救急医療機関の場合) 医療計画において位置づけられている5床病5事業の役割	(指定に係る業務が「救急医療」で、二次救急医療機関の場合) 国や東京都から指定を受けている医療機能	(指定に係る業務が「救急医療」で「患者等における医療」の場合) 算定している施設基準	(指定に係る業務が「地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療」の場合) 国や東京都から指定を受けている医療機能	診療科	(1)提出された業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画の策が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他の関係者の意見を踏まえて作成されたものであることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものであること	(2)法第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	(3)労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に陥し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと			
1	医療法人社団特正会 佐々木総合病院	西東京市田無町 4丁目24番 15号	医療法人社団 特正会	救急医療	二次救急	4,606	1,694	救急医療 脳卒中 災害医療	東京都指定二次救急医療機関 脳卒中急性期医療機関 災害拠点病院			内科・総合 診療科、外科、産婦人科、脳神経外科、整形外科、形成外科	○	○	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる		

(2) 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）：1医療機関

番号	申請者			指定に係る業務の内容		指定要件			医療機関勤務環境評価センターの評価結果 (全体評価)	都による 支援の方針
	医療機関名	医療機関所在地	開設者	指定に係る業務	診療科	(1)提出された業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画の策が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他の関係者の意見を踏まえて作成されたものであることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものであること	(2)法第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	(3)労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に陥し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと		
1	東京大学医学部 附属病院	文京区本郷7丁目3番1号	国立大学法人 東京大学	医師の派遣	循環器内科、消化器内科、腎臓・内分泌内科、糖尿病・代謝内科、血液・腫瘍内科、アレルギー・リウマチ内科、脳神経内科、老年病科、心療内科、腎・食道外科、大腸・肛門外科、血管外科、乳腺・内分泌外科、心臓外科、呼吸器外科、脳神経外科、麻酔科・痛みセンター、泌尿器科・男性科、皮膚科、眼科、整形外科、産科、形成外科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、形成外科・美容外科、小児外科、女性診療科・産科、精神神経科、放射線科、救急・集中治療科、こころの発達診療部、病理部、リハビリテーション部、光学医療診療部、血液浄化療法部、予防医学センター、総合研修センター	○	○	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない	医療勤務環境改善支援センターを通じ必要な支援を行うとともに、地域医療提供体制の状況を踏まえながら、毎年、取組や労働時間の短縮の状況を確認していく

A large number of black umbrellas are arranged in rows, receding into the distance. In the foreground, slightly to the right of the center, one umbrella is bright yellow, standing out from the sea of black. A blue rectangular box is overlaid on the lower left, containing white Japanese text. Below this box is a solid orange horizontal bar.

令和5年度第3回東京都医療審議会 (R6.2.16)

令和5年度第2回特定労務管理対象機関の指定について

資料9

(1-1) 特定地域医療提供機関(B水準)：指定に係る業務が「救急医療」で「三次救急医療機関」

番号	申請者			指定にかかる業務の内容			指定要件 ※			医療機関勤務環境評価センターの評価結果		番号
	医療機関名	医療機関所在地	開設者	指定に係る業務	三次救急医療機関又は二次救急医療機関	診療科	(1)労働時間短縮計画が一定の要件を満たしていること。	(2)追加的健康確保措置の実施体制	(3)労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないこと	全体評価	都による支援の方針	
1	日本赤十字社医療センター	東京都渋谷区広尾4丁目1番22号	日本赤十字社	救急医療	三次救急医療機関	循環器内科、消化器内科、大腸肛門外科、小児科、新生児科、腎臓整形外科、骨・関節整形外科、心臓血管外科、脳神経外科、麻酔科、集中医療課、救急科	○	○	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる	—	1
2	東京都立墨東病院	東京都墨田区江東橋四丁目23番15号	地方独立行政法人東京都立病院機構			救命救急センター						2
3	聖路加国際病院	東京都中央区明石町9番1号	学校法人聖路加国際大学			救急科、脳神経外科、神経血管内治療科						3
4	武蔵野赤十字病院	東京都武蔵野市境南町1-26-1	日本赤十字社			救命救急科、心臓血管外科						4
5	東京女子医科大学附属足立医療センター	東京都足立区江北4丁目33番1号	学校法人東京女子医科大学			内科、外科、心臓血管外科、小児科、産婦人科、放射線科、麻酔科、脳神経外科、形成外科／美容医療部、救急医療科、泌尿器科、周産期新生児診療部、リハビリテーション科、乳腺診療部、心臓血管診療部				医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる		5
6	東京医科歯科大学病院	東京都文京区湯島1-5-45	国立大学法人東京医科歯科大学			消化器内科、循環器内科、食道外科、胃外科、大腸・肛門外科、肝胆脾外科、心臓血管外科、呼吸器外科、整形外科、小児科、周産・女性診療科、脳神経外科、血管内治療科、麻酔・蘇生・ペインクリニック科周産期・小児麻酔、光学医療診療部、救命救急センター						6
7	東京女子医科大学病院	東京都新宿区河田町8番1号	学校法人東京女子医科大学			小児外科、循環器内科、心臓血管外科、循環器小児科、消化器・一般外科、消化器内視鏡科、脳神経外科、新生児科、呼吸器外科、救命救急センター						7
8	帝京大学医学部附属病院	東京都板橋区加賀2丁目11番地1号	学校法人帝京大学			循環器内科、心臓血管外科						8
9	東邦大学医療センター大森病院	東京都大田区大森西6-11-1	学校法人東邦大学			呼吸器内科、産婦人科、循環器内科、小児科、心臓血管外科（小児含む）、新生児科、整形外科、総合周産期センター、脳神経外科、消化器内科、腎センター、総合診療内科、膠原病科				医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる	医療勤務環境改善支援センターを通じ必要な支援を行うとともに、地域医療提供体制の状況を踏まえながら、毎年、取組や労働時間の短縮の状況を確認していく	9
10	吉林大学医学部附属病院	東京都三鷹市新川6丁目20番2号	学校法人吉林大学			血液内科、心臓血管外科						10
11	日本大学医学部附属板橋病院	東京都板橋区大谷口上町30番1号	学校法人日本大学			小児科・新生児科、整形外科						11
12	東京医科大学八王子医療センター	東京都八王子市館町1163番地	学校法人東京医科大学			消化器外科・移植外科、循環器内科						12
13	東京医科大学病院	東京都新宿区西新宿6-7-1	学校法人東京医科大学			血液内科、循環器内科、消化器内科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、産科・婦人科、小児科・思春期科、眼科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、眼科、麻酔科、救命救急センター						13
14	東京都立多摩総合医療センター	東京都府中市武蔵台二丁目8番地の29	地方独立行政法人東京都立病院機構			消化器・一般外科、心臓血管外科				医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮策から今後の取組の改善が見込まれる		14
15	順天堂大学医学部附属練馬病院	東京都練馬区高野台3-1-10	学校法人順天堂			総合診療・性差科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、腎・高血圧内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、脳神経内科、メンタルクリニック、小児科、小児外科、消化器外科、呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科・スポーツ診療科、泌尿器科、眼科、放射線科、産科・婦人科、麻酔科・ペインクリニック、救急・集中治療科						15
16	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	東京都立川市緑町3256	独立行政法人国立病院機構			循環器内科、脳神経内科、消化器内科、腎臓内科、泌尿器科、消化器・乳腺外科、形成外科、脳神経外科、整形外科、救命救急科						16

(1-2) 特定地域医療提供機関 (B水準) : 指定に係る業務が「救急医療」で「二次救急医療機関」

33

令和5年度第2回特定労務管理対象機関の指定について

(2) 連携型特定地域医療提供機関(連携B水準)：指定に係る業務が「医師派遣」

申請者				指定に係る業務の内容		指定要件 ※			医療機関勤務環境評価センターの評価結果		番号
番号	医療機関名	医療機関所在地	開設者	指定に係る業務	診療科	(1)労働時間短縮計画策定が一定の要件を満たしていること。	(2)追加的健康確保措置の実施体制	(3)労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないこと	全体評価	都による支援の方針	
1	東京慈恵会医科大学附属第三病院	東京都柏江市和泉本町4-11-1	学校法人慈恵大学	医師派遣	総合診療部、消化器・肝臓内科、脳神経内科、腎臓・高血圧内科、循環器内科、糖尿病・代謝・内分泌内科、腫瘍・血液内科、呼吸器内科、精神神経科、小児科、皮膚科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、頭頸部外科、リハビリテーション科、感染制御部、放射線部、麻酔科、輸血科、中央検査部、病院内務部、内視鏡部、救急部				医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる	—	1
2	昭和大学江東豊洲病院	東京都江東区豊洲5-1-38	学校法人昭和大学		小児外科、放射線診療科、循環器内科、整形外科、消化器外科、臨床病理診断科、リウマチ・膠原病内科、腎臓内科、形成外科、消化器内科、脳神経外科、呼吸器・アレルギー内科、脳神経内科、乳腺外科、皮膚科、リハビリテーション科、集中治療科、腫瘍内科、麻酔科、産科、心臓血管外科、小児内科、眼科、糖尿病・代謝・内分泌科、耳鼻咽喉科、放射線診断科、精神科、泌尿器科、救急診療科、呼吸器外科						2
3	昭和大学病院	東京都品川区旗の台1-5-8	学校法人昭和大学		リハビリテーション科、感染症内科、緩和医療科、眼科、救命救急科、形成外科、血液内科、呼吸器・アレルギー科、呼吸器外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、腫瘍内科、集中治療科、循環器内科、小児科、小児外科、小児循環器内科、小児心臓血管外科、消化器・一般外科、消化器内科、食道がんセンター、食道外科、心臓血管外科、腎移植センター、腎臓内科、整形外科、糖尿病・代謝・内分泌科、頭頸部腫瘍センター、内視鏡センター、泌尿器科、脳神経外科、脳神経内科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、放射線治療科、麻酔科、臨床病理診断科、形成外科						3
4	昭和大学病院附属東病院	東京都品川区西中延2-14-19	学校法人昭和大学		リウマチ・膠原病内科、リハビリテーション科、眼科、呼吸器・アレルギー内科、精神神経科、糖尿病・代謝・内分泌科、脳神経内科、形成外科						4
5	昭和大学附属豊山病院	東京都世田谷区北鳥山6-11-11	学校法人昭和大学		精神神経科、麻酔科						5
6	東京慈恵会医科大学附属病院	東京都港区西新橋三丁目19-18	学校法人慈恵大学		総合診療部、消化器・肝臓内科、脳神経内科、腎臓・高血圧内科、リウマチ・膠原病内科、循環器内科、糖尿病・代謝・内分泌内科、腫瘍・血液内科、呼吸器内科、精神神経科、小児科、皮膚科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、心臓血管科、産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線部、放射線診療部、画像診断部、中央検査部、麻酔科、緩和ケア診療部、感染症科、内視鏡部、輸血・細胞治療部、病院内務部、救急部、総合健診・予防医学センター、遺伝診療部、医療安全管理部門				医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない	医療勤務環境改善支援センターを通じて必要な支援を行うとともに、地域医療提供体制の状況を踏まえながら、毎年、数組や労働時間の短縮の状況を確認している	6
7	東京女子医科大学附属足立医療センター	東京都足立区江北4丁目33番1号	学校法人東京女子医科大学		小児科、救急医療科、周産期新生児診療部						7
8	東京医科歯科大学病院	東京都文京区湯島1-5-45	国立大学法人東京医科歯科大学		糖尿病・内分泌・代謝内科、末梢血管外科、形成・美容外科医師、再建形成外科						8
9	順天堂大学医学部附属順天堂医院	東京都文京区本郷3-1-3	学校法人順天堂		循環器内科学講座、消化器内科学講座、呼吸器内科学講座、腎臓内科学講座、膠原病内科学講座、血液内科学講座、代謝内科学講座、神経科学講座、小児科学講座、消化器外科学講座(上部消化管)、消化器外科学講座(下部消化管)、心臓血管外科学講座、呼吸器外科学講座、小児外科学講座、乳腺腫瘍学講座、脳神経外科学講座、整形外科科学講座、形成外科学講座、泌尿器科学講座、耳鼻咽喉科学講座、産婦人科学講座、麻酔科学・ペインクリニック講座、救急・災害医学研究室医師	○	○	○			9
10	日本医科大学付属病院	東京都文京区千駄木1-1-5	学校法人日本医科大学		医療安全管理部、循環器内科、腎臓内科、消化器・肝臓内科、消化器外科、乳腺科、内分泌外科、心臓血管外科、呼吸器外科、小児科、女性診療科・産科、形成外科・再建外科・美容外科、救命救急科、心臓血管集中治療科						10
11	東京女子医科大学病院	東京都新宿区河田町8番1号	学校法人東京女子医科大学		消化器・一般外科、脳神経外科						11
12	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	東京都葛飾区亀戸6-41-2	学校法人慈恵大学		消化器・肝臓内科、脳神経内科、腎臓・高血圧内科、糖尿病・代謝・内分泌内科、循環器内科、呼吸器内科、総合診療部、外科、精神神経科、小児科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、頭頸部外科、放射線部、麻酔科、リハビリテーション科、内視鏡部、感染制御部、中央検査部、救急部、病院内務部、リウマチ・膠原病内科						12
13	帝京大学医学部附属病院	東京都板橋区加賀2丁目11番地1号	学校法人帝京大学		外科、整形外科						13
14	吉林大学医学部付属病院	東京都三鷹市新川6丁目20番2号	学校法人吉林学園		呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病・内分泌代謝内科、血液内科、腎臓内科・リウマチ膠原病内科、神経内科、感染症内科、高齢診療科、精神神経科、小児科、上部消化管外科、下部消化管外科、肝臓脾外科、呼吸器・甲状腺外科、乳腺外科、小児外科、脳神経外科、心臓血管外科、整形外科、皮膚科、形成外科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、麻酔科、救急科、救急総合診療科、腫瘍内科、病理診断科、脳卒中科						14
15	日本大学医学部附属板橋病院	東京都板橋区大谷口上町30番1号	学校法人日本大学		小児科・新生児科、整形外科、脳神経外科、麻酔科、心臓血管外科、産科・婦人科、消化器・肝臓内科						15
16	東京医科大学八王子医療センター	東京都八王子市館町1163番地	学校法人東京医科大学		救命救急センター、消化器内科、整形外科						16
17	慶應義塾大学病院	東京都新宿区信濃町35番地	学校法人慶應大学		一般・消化器外科、小児外科、呼吸器外科、脳神経外科						17
18	東京医科大学病院	東京都新宿区西新宿6-7-1	学校法人東京医科大学		呼吸器外科・甲状腺外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科						18
19	日本医科大学多摩永山病院	東京都多摩市永山1-7-1	学校法人日本医科大学		循環器内科、消化器内科、消化器外科、小児科、女性診療科・産科、腎臓内科、脳神経外科、泌尿器科、呼吸器・腫瘍内科、呼吸器外科、耳鼻咽喉科、放射線科、救命救急科、形成外科						19
20	順天堂大学医学部附属練馬病院	東京都練馬区高野台3-1-0	学校法人順天堂		総合診療・性差科、消化器内科、呼吸器内科、血液内科、脳神経内科、小児科、整形外科・スポーツ診療科、形成外科、泌尿器科、産科・婦人科、麻酔科・ペインクリニック、救急・集中治療科						20
21	公益財団法人練原記念財団附属練原記念病院	東京都府中市朝日町3-16-1	公益財団法人練原記念財団		内科、外科、小児科、産婦人科				21		

令和5年度第2回特定労務管理対象機関の指定について

(3) 技能向上集中研修機関 (C-1水準) : 指定に係る業務が「臨床研修・専門研修医の研修のため」

申請者			指定に係る業務の内容		指定要件 ※			医療機関勤務環境評価センターの評価結果				
番号	医療機関名	医療機関所在地	開設者	指定に係る業務	C-1水準の指定に係るプログラム	(1)労働時間短縮計画案が一定の要件を満たしていること。	(2)追加的健康確保措置の実施体制	(3)労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないこと	全体評価	都による支援の方針	番号	
1	聖路加国際病院	東京都中央区明石町9番1号	学校法人 聖路加国際大学	臨床研修・ 専門研修医の 研修のため	聖路加国際病院臨床研修ジュニアレジデンシー内科系プログラム、聖路加国際病院臨床研修ジュニアレジデンシー外科系プログラム、聖路加国際病院臨床研修ジュニアレジデンシー小児科プログラム、聖路加国際病院臨床研修ジュニアレジデンシー産婦人科プログラム、 聖路加国際病院 内科専門研修プログラム、聖路加国際病院 産婦人科専門研修プログラム	○	○	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる	—	1	
2	日本赤十字社医療センター	東京都渋谷区広尾4丁目1番22号	日本赤十字社	臨床研修医の 研修ため	内科プログラム初期研修医、外科プログラム初期研修医、小児科プログラム初期研修医、産婦人科プログラム初期研修医、特定診療科プログラム初期研修医						2	
3	東京慈恵会医科大学附属 第三病院	東京都柏江市和泉本町4-11-1	学校法人慈恵大学	臨床研修医の 研修ため	東京慈恵会医科大学附属病院臨床研修一般プログラム						3	
4	国家公務員共済組合連合会 虎の門病院	東京都港区虎ノ門2-2-2	国家公務員共済組合 連合会	臨床研修・ 専門研修医の 研修のため	虎の門病院初期臨床研修プログラム、 内科専門研修プログラム、外科専門研修プログラム、皮膚科専門研修プログラム、泌尿器科専門研修プログラム、麻酔科専門研修プログラム、臨床検査専門研修プログラム、病理専門研修プログラム、救急科専門研修プログラム				医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない	医療勤務環境改善支援センターを通じ必要な支援を行うとともに、地域医療提供体制の状況を踏まえながら、毎年、取組や労働時間の短縮の状況を確認していく	4	
5	東京慈恵会医科大学 附属病院	東京都港区西新橋三丁目19-18	学校法人慈恵大学	臨床研修医の 研修ため	東京慈恵会医科大学附属病院臨床研修一般プログラム、東京慈恵会医科大学附属病院臨床研修小児科医養成プログラム、東京慈恵会医科大学附属病院臨床研修産科医養成プログラム、東京慈恵会医科大学附属病院基礎研究医養成プログラム						5	
6	東京慈恵会医科大学 葛飾医療センター	東京都葛飾区青戸6-41-2	学校法人慈恵大学	臨床研修医の 研修ため	臨床研修プログラムA						6	
7	医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院	東京都昭島市松原町3-1-1	医療法人徳洲会	臨床研修医の 研修ため	東京西徳洲会病院初期臨床研修プログラム						7	
8	東京都立 小児総合医療センター	東京都府中市武蔵台2-8-29	地方独立行政法人 東京都立病院機構	専門研修医の 研修のため	小児総合医療センター施設群小児科東京医師アカデミー専門研修プログラム						8	
9	社会医療法人社団 東京巨樹の会 東京品川病院	東京都品川区東大井6-3-22	社会医療法人社団 東京巨樹の会	臨床研修・ 専門研修医の 研修のため	東京品川病院初期臨床研修プログラム 東京品川病院内科専門研修プログラム						医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮策から今後の取組の改善が見込まれる	9
10	東海大学医学部付属 八王子病院	東京都八王子市石川町1838	学校法人東海大学	専門研修医の 研修のため	東海大学医学部付属八王子病院新専門医制度内科領域プログラム、多摩地域連携外科専門研修プログラム							10
11	日本医科大学 多摩永山病院	東京都多摩市永山1-7-1	学校法人 日本医科大学	専門研修医の 研修のため	内科専門研修プログラム、産婦人科専門研修プログラム、形成外科専門研修プログラム、泌尿器科専門研修プログラム							11

令和5年度第2回特定労務管理対象機関の指定について

(4) 特定高度技能研修機関 (C-2水準) : 指定に係る業務が「特定分野における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の習得のための研修を行う病院又は診療所」

番号	申請者			指定に係る業務の内容		指定要件 ※			医療機関勤務環境評価センターの評価結果		番号
	医療機関名	医療機関所在地	開設者	指定に係る業務	C-2水準の指定に係る対象分野 (基本19領域)	(1) 労働時間短縮計画案が一定の要件を満たしていること。	(2) 追加的健康確保措置の実施体制	(3) 労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないこと	全体評価	都による支援の方針	
1	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	東京都世田谷区 大蔵2-10-1	国立研究開発法人 国立成育医療 研究センター	特定分野における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の習得のための研修を行う病院又は診療所	脳神経外科	○	○	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない	医療勤務環境改善支援センターを通じ必要な支援を行うとともに、地域医療提供体制の状況を踏まえながら、毎年、取組や労働時間の短縮の状況を確認していく	1

令和5年度第4回東京
都医療審議会
(R6.3.26)

(1) 特定地域医療提供機関（B水準）

順位	申請者			指定にかかる業務の内容							指定要件 ※			医療機関勤務環境評価センターの 評価結果		番号	
	医療機関名	医療機関所在地	開設者	指定に係る 業務	指定に係る業務が「救急医療」の場合			指定にかかる業務が「救急医療で二次救急医療機関」の場合			診療科	(1)労働時間短縮計画策が一 定の要件を満たしていること	(2)追加的 健康確保 措置の実 施体制	(3)労働に 関する法 律に基づ く処分等 を受けた ことがないこと	全体評価		都による支援の方針
					三次救急医療機関 又は 二次救急医療機関	年間 救急車 受入台数	年間の 夜間・休 日・時間 外入院人 数	医療計画において位置づけられている5 疾病5事業の役割	国や東京都から指定を受けている医療機能								
1	公立昭和病院	東京都小平市花小金井 八丁目1番1号	昭和病院企業団	救急医療	三次救急医療機関	—	—	—	—	救急科、脳神経外科	○	○	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる	—	1	
2	町田市民病院	東京都町田市旭町 2-15-41	町田市	救急医療	二次救急医療機関	2,301	1,497	脳卒中、心血管疾患、糖尿病、救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療	脳卒中急性期医療機関、東京都CCUネットワーク医療機関、糖尿病地域連携登録医療機関、東京都指定二次救急医療機関、災害拠点病院、地域周産期母子医療センター、休日・全夜間診療事業（小児科）参画医療機関	外科、形成外科、呼吸器内科、循環器内科、小児科、消化器内科、心臓血管外科、整形外科、糖尿病・内分泌科、脳神経外科、リウマチ科、泌尿器科、放射線科、麻酔科				2			
3	医療法人社団明芳会 イムス葛飾ハートセンター	東京都葛飾区堀切 三丁目30番1号	医療法人社団明芳会	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	—	—	—	—	東京都CCUネットワーク参画医療機関、東京都指定二次救急医療機関、東京都災害拠点連携病院	循環器内科、心臓血管外科				3			
4	社会福祉法人仁生社 江戸川病院	東京都江戸川区 東小岩2-24-18	社会福祉法人仁生社	救急医療	二次救急医療機関	5,738	1,688	がん、脳卒中、心血管疾患、救急医療、災害医療	東京都がん診療連携協力病院、東京都脳卒中急性期医療機関、東京都CCUネットワーク参画医療機関、東京都指定二次救急医療機関、東京都災害拠点病院	外科、血液外科、整形外科、泌尿器科、循環器内科、救急センター、スポーツ医学科、乳癌外科				4			
5	東京山手メディカルセンター	東京都新宿区百人町 3丁目22番1号	独立行政法人 地域医療機能推進機構	救急医療	二次救急医療機関	3,814	1,060	がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、救急医療、災害医療	東京都がん診療連携協力病院、東京都脳卒中急性期医療機関、東京都CCUネットワーク参画医療機関、糖尿病地域連携登録医療機関、東京都指定二次救急医療機関、災害拠点病院	循環器内科				5			

※ 東京都特定労務管理対象機関指定要綱 第4 指定要件

(1)提出された業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画の策が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他の関係者の意見を聴いて作成されたものであることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。

(2)法第108条第1項の規定による差支指等並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。

(3)労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと。

令和5年度第2回特定労務管理対象機関の指定について

(2) 技能向上集中研修機関 (C-1水準)

番号	申請者			指定に係る業務の内容		指定要件 ※			医療機関勤務環境評価センターの評価結果		番号
	医療機関名	医療機関所在地	開設者	指定に係る業務	C-1水準の指定に係るプログラム	(1)労働時間短縮計画案が一定の要件を満たしていること	(2)追加的健康確保措置の実施体制	(3)労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないこと	全体評価	都による支援の方針	
1	公立昭和病院	東京都小平市花小金井八丁目1番1号	昭和病院企業団	臨床研修・専門研修医の研修のため	公立昭和病院初期臨床研修医プログラム 公立昭和病院救急科専門研修プログラム 公立昭和病院外科専門研修プログラム	○	○	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる	—	1
2	町田市民病院	東京都町田市旭町2-15-41	町田市	専門研修医の研修のため	町田市民病院内科専門研修プログラムA				医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮案から今後の取組の改善が見込まれる	医療勤務環境改善支援センターを通じ必要な支援を行うとともに、地域医療提供体制の状況を踏まえながら、毎年、取組や労働時間の短縮の状況を確認していく	2
3	医療法人社団明芳会 イムス葛飾ハートセンター	東京都葛飾区堀切三丁目30番1号	医療法人社団明芳会	専門研修医の研修のため	板橋中央総合病院外科専門研修プログラム 新松戸中央総合病院外科専門研修プログラム						3
4	社会福祉法人仁生社 江戸川病院	東京都江戸川区東小岩2-24-18	社会福祉法人仁生社	臨床研修医の研修のため	江戸川病院臨床研修Ⅰ群						4

※ 東京都特定労務管理対象機関指定要綱 第4 指定要件

(1)提出された業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。

(2)法第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。

(3)労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと。

立入検査関係



日本語 English 中文簡化 粵語
Malay Indonesian

サイトマップ



トップ

分野別のご案内

施設案内

各種申請

調査・統計

現在のページ 東京都保健医療局 > 医療政策 > 病院管理 > 病院自主管理チェックリスト（放射線を含む）

病院自主管理チェックリスト（放射線を含む）

最終更新日 令和6年4月1日

令和6年度病院自主管理チェックリスト（Excel：1,769KB）

[主要新規追加項目]

- ・「【1】人事関係」>「4 医師の働き方改革」を追加

医療従事者名簿（Excel：18KB）

医療従事者名簿記入要領（PDF：93KB）

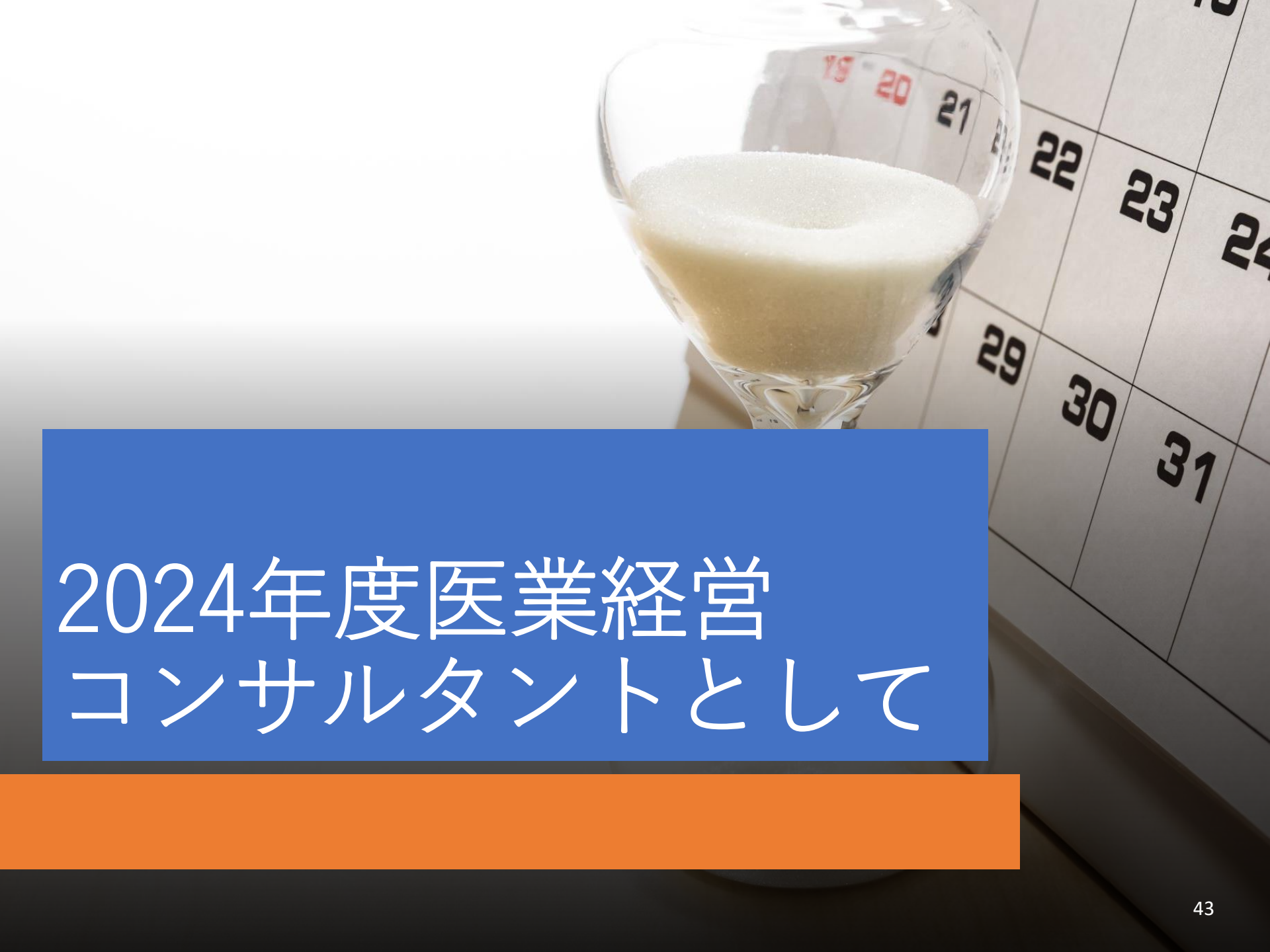
（※放射線施設自主管理チェックリスト等はページの下の方にあります。）

構成

表紙・記載要領	
1 人事関係	1 医療従事者数 2 雇入れ時の確認及び手続き 3 就業規則、労働時間の把握等 4 医師の働き方改革
	1 医療安全管理体制の整備 特定機能病院における安全管理等の体制 2 院内感染予防対策の体制整備

4 医師の働き方改革				
1	時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師(面接指導対象医師)に対して、面接指導を実施している。			
	☐ 時間外・休日労働時間が月100時間に達するまでの間に実施している。			
	☐ 「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」を作成し、5年間保存している。			
	～以下の項目が定まっている～	いる	いない	非該当
	☐ 面接指導の実施年月日 ☐ 面接指導対象医師の氏名 ☐ 面接指導を行った面接指導実施医師の氏名 ☐ 面接指導対象医師の勤務の状況 ☐ 面接指導対象医師の睡眠の状況 ☐ 面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況 ☐ その他面接指導対象医師の心身の状況	☐	☐	☐
☐ 面接指導実施医師の要件 ～以下の要件を満たしている～	いる	いない	非該当	
☐ 病院の管理者でない ☐ 医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習を修了している	☐	☐	☐	
☐ (管理者が指定した面接指導実施医師以外の面接指導実施医師により実施している場合)	いる	いない	非該当	
☐ 面接指導を証明する書面を管理者に提出している	☐	☐	☐	
2	面接指導対象医師のうち、「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」において「就業上の措置が必要」と判断された医師に対し、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を遅滞なく講じている。			
	☐ 面接指導実施医師意見に基づき、措置の要否や措置の内容について記載し、5年間保存している	いる	いない	非該当
	☐ 就業上の措置を遅滞なく講じている	☐	☐	☐
3	時間外・休日労働時間が月155時間を超えた医師に対し、労働時間短縮のために必要な措置を遅滞なく講じている。			
	☐ 労働時間短縮のために必要な措置の内容について記載し、5年間保存している	いる	いない	非該当
	☐ 労働時間短縮のために必要な措置を遅滞なく講じている	☐	☐	☐

4	特定 臨床 研修 医 以 外 の 特 定 対 象 医 師	特定労務管理対象機関の医師のうち、時間外・休日労働時間が年960時間超と見込まれる医師(以下特定対象医師)に対し、休息もしくは代償休息を確保している。					
		①宿日直勤務がない勤務日			いる	いない	非該当
		☐ 事前に予定された業務の開始時間から24時間が経過するまでに9時間の継続した休息時間を確保している			☐	☐	☐
		☐ 9時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息を確保している					
		②9時間の継続した許可あり宿日直がある勤務日			いる	いない	非該当
		☐ 事前に予定された業務の開始時間から24時間が経過するまでに9時間の継続した許可あり宿日直を確保している			☐	☐	☐
		③許可なし宿日直がある勤務日			いる	いない	非該当
		☐ 事前に予定された業務の開始時間から48時間が経過するまでに18時間の継続した休息時間を確保している			☐	☐	☐
		☐ 18時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息を確保している					
		④15時間超の予定された業務に従事する場合					
		☐ 15時間を超えた予定勤務時間分について、次の業務の開始までに代償休息が付与されている			いる	いない	非該当
		☐ 代償休息の時間とあわせて9時間の継続した休息時間が確保されている			☐	☐	☐
☐ 9時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息を確保している							
	特定 臨床 研修 医	①宿日直勤務がない勤務日			いる	いない	非該当
		☐ 事前に予定された業務の開始時間から24時間が経過するまでに9時間の継続した休息時間を確保している			☐	☐	☐
		☐ 9時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息を確保している					
		②9時間の継続した許可あり宿日直がある勤務日			いる	いない	非該当
		☐ 事前に予定された業務の開始時間から24時間が経過するまでに9時間の継続した許可あり宿日直を確保している			☐	☐	☐
		☐ 9時間の継続した許可あり宿日直中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息を確保している					
		③許可なし宿日直がある勤務日			いる	いない	非該当
		☐ 事前に予定された業務の開始時間から48時間が経過するまでに24時間の連続した休息時間を確保している			☐	☐	☐
		☐ 24時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息を確保している					



2024年度医業経営 コンサルタントとして

医師働き方改革、宿日直取得「後」も業務実態の把握・勤務環境の改善を進めなければならない点に留意を一厚労省

医師働き方改革は「この4月（2024年4月）を乗り切れば終わり」ではありません。

B水準は段階的に廃止されていきます（段階的に「1860時間」の上限が低くなっていく）し、スタート後（2024年4月以降）に「以前は、すべての勤務医が960時間以内に収まると予想していたが、どうも960時間を超える医師が出てきそうだ」などの事態が判明することもあるでしょう。

厚生労働省は、こうした病院は「直ちに評価受審などに動く必要がある」と強調しており、またこうした事態に速やかに対応するためにも都道府県と各医療機関とのコミュニケーションをさらに強化していくことも重要です。

「医師の働き方改革スタート、
医業経営アドバイザーとしてどの
ように対応するか？」